

成田国際空港の施設変更及び同空港について指定した延長進入表面等の変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第43条第2項及び同法第56条の2第2項において準用する同法第39条第2項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第1項の規定により公示する。

令和元年11月29日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 1 事案の内容 令和元年国土交通省告示第861号に係る成田国際空港の施設変更及び同空港について指定した延長進入表面等の変更について
- 2 日時 令和元年12月24日午前10時
- 3 場所 千葉県山武郡芝山町小池973番地 芝山文化センター
- 4 主宰者 国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課長（同課長が出席できないときは首都圏空港課職員のうち係長以上の職にある者）
- 5 公述の申出 公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各2部を令和元年12月9日17時までに必着するよう、郵便番号100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課に提出しなければならない。

記

- (1) 公述できる利害関係人の範囲 航空法施行規則第80条に規定する者
- (2) 公述申込書の記載事項 公述しようとする者の氏名、住所、電話番号、職業、年齢（法人にあっては、その名称、住所及び電話番号

並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢) 及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

- (3) 公述書の記載事項 公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容
- (4) 公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
- (5) 議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
- (6) 制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

6 傍聴

- (1) 傍聴を希望する者は、官製往復はがき（一人一通に限ることとし、氏名（ふりがなを付すこと）、住所（郵便番号を付記すること）、電話がある場合は電話番号、職業、年齢、「成田国際空港関係公聴会の傍聴希望」の旨及び返信用はがきのあて先を必ず明記すること）にて、令和元年12月9日17時までに必着するよう、郵便番号100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課に申し込むこと。
- (2) 傍聴人の人数は500人以内とし、受付順に選定する。
- (3) 公聴会当日の受付時間及び場所その他の必要な事項は、傍聴を申し込んだ者に直接通知する。